

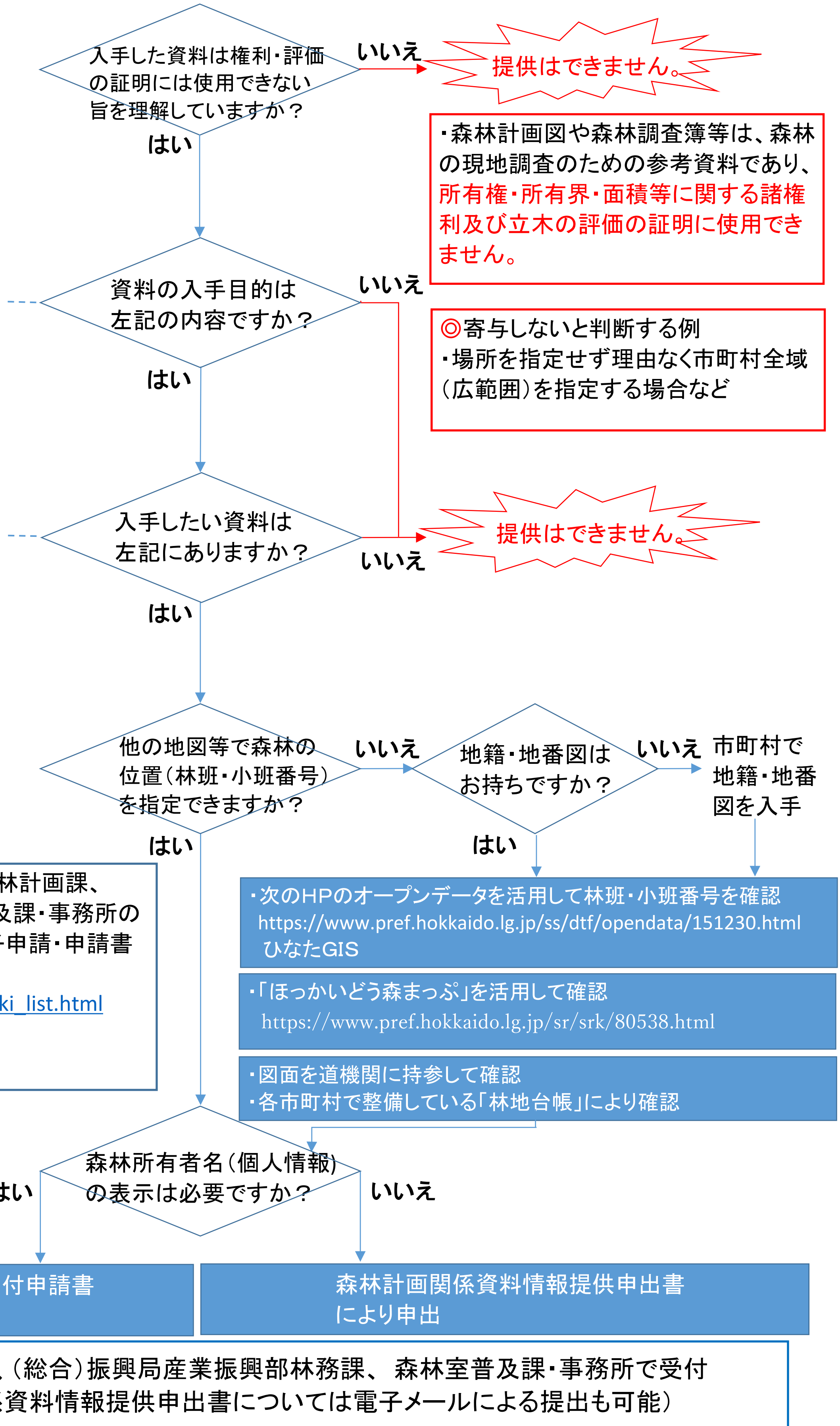
北海道の森林計画関係資料の入手手順

・森林計画関係資料の入手に当たっての留意点

- ① 所有者名や住所、地番での検索は道においては実施しません。
- ② 入手したい資料の森林の位置を、森林計画図で示す林班・小班番号で指定してください。
林班・小班番号は申出者が指定することが原則です。齟齬(そご)を避けるため、地番等での受付は行いません。
- ③ 申請書の内容審査に時間を要するほか、申出の件数が多い場合等は直ちに資料を出力できないため、申請から資料の提供まで数時間～数日間頂いています。
- ④ 提供する資料の出力サイズはA4を基本とし、図面であっても最大でA3までの出力図となり、申出が広範囲の場合は複数枚に分けて出力します。

- ・森林計画業務等の推進に寄与する場合(例)
- ① 森林経営計画の作成
 - ② 森林法で定める各種許可申請・届出
 - ③ 国や地方公共団体が行う公共・公益事業や試験研究機関が行う学術研究
 - ④ その他道が適当と認める場合
- ・施業の検討、現地調査
 - ・他法令の届出の添付資料(国土利用計画法に基づく土地売買の届出等)

- ・情報提供できるもの(出力サイズA4又はA3)
- 森林調査簿(森林簿)、森林計画図(1/5,000)等
 - 別表1(森林計画関係資料一覧表)の図簿・電子データ



提供はできません。

・森林計画図や森林調査簿等は、森林の現地調査のための参考資料であり、所有権・所有界・面積等に関する諸権利及び立木の評価の証明に使用できません。

◎寄与しないと判断する例
 ・場所を指定せず理由なく市町村全域(広範囲)を指定する場合など

提供はできません。

・申請の様式については、水産林務部林務局森林計画課、各(総合)振興局産業振興部林務課、森林室普及課・事務所の担当係のほか、下記の道のホームページの電子申請・申請書ダウンロードページから入手可能です。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssf/elg_soshiki_list.html から水産林務部「林務局森林計画課」を選択

- ・次のHPのオープンデータを活用して林班・小班番号を確認
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssf/.opendata/151230.html>
 ひなたGIS
- ・「ほっかいどう森まっぷ」を活用して確認
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80538.html>
- ・図面を道機関に持参して確認
- ・各市町村で整備している「林地台帳」により確認

水産林務部林務局森林計画課、(総合)振興局産業振興部林務課、森林室普及課・事務所で受付
 (持参、郵送、森林計画関係資料情報提供申出書については電子メールによる提出も可能)

森林計画個人情報等記載資料交付申請書
により申請

森林計画関係資料情報提供申出書
により申出

水産林務部林務局森林計画課、(総合)振興局産業振興部林務課、森林室普及課・事務所で受付
(持参、郵送、森林計画関係資料情報提供申出書については電子メールによる提出も可能)

内容の審査

- 申請書に必要事項が記入されているか
- 必要な添付書類が添付されているか
- 森林所有者への意思確認
(郵送による申請、委任状等が添付された申請の場合)
- 申請目的が「森林計画業務等の推進」に該当するか

- 様式に必要事項は記載されているか
- 申出書の内容が「森林計画業務等の推進」に該当するか

提供の場合

- 提供する資料を添えて通知
- ※森林調査簿に登録されている森林所有者名と申請者名が一致しない場合は、個人情報を含まない資料を提供する

- 提供する資料を添えて通知
(森林所有者名・所有者コード・土地所有区分コードを「*」で守秘する)

提供できない場合

- 通知文により提供できない理由を記載して通知

- 通知文により提供できない理由を記載して通知

・森林計画関係個人情報等記載資料の提供(申請書の添付書類)

森林所有者本人が
申請する場合

森林所有者が個人であり、
かつ任意の代理人により
申請する場合

森林所有者が加入している
森林組合が森林所有者の
代理人として申請する場合

森林所有者が法人であって、
かつ代理人により
申請する場合

委任の確認

- 森林所有者が印鑑登録をしている印を押印した委任状及び印鑑登録証明書を添付
ただし、森林所有者との取り交わしの書類等により森林所有者の意思が確認できる場合は委任状の添付を要しない

- 森林組合法第41条の2
(同法第100条において準用する場合を含む)に定める組合員名簿の写しを添付

- 委任状又は委任契約書の写しを添付

申請者の確認

- 申請者(代理申請の場合は代理人)が個人の場合
個人情報等の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提出又は提示する
(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等、北海道個人情報保護事務取扱要綱に定められた確認書類)
※郵送の場合は、複数(2種類)の書類の写しを添付する

- 申請者(代理申請の場合は代理人)が法人で、申請書の提出者が当該法人の職員である場合
当該法人の職員であることを証する書類(身分証明書等)を提出又は提示